

平成18年12月4日開催の全国会議に提出した特別徴収関係の資料からの主な変更点について

平成18年12月4日開催の全国課長会議に提出した特別徴収関係の資料（以下「会議資料」という。）からの主な変更点については以下のとおり。

【介護、国保、後期高齢における保険料（税）の特別徴収について】

P6「3．優先順位の判定方法」

- ・『社会保険庁経由分の年金を受給している者については、地方公務員共済組合連合会からの特別徴収対象年金は、原則通知されない。』の追加

（理由）

社会保険庁経由分の抽出者と地方公務員共済組合連合会の抽出者は重複しないよう調整していることを明記。

P8「4．特別徴収対象被保険者への通知」

- ・（1）の文章に、『なお、当該年度の本徴収に係る支払回数割保険料（税）額を通知する際に、翌年度4、6、8月の仮徴収額（当該年度の2月本徴収額と同額）をあわせて通知することは可能である。』を追加。

（理由）

特別徴収対象被保険者への通知方法について、より詳しい記載を追加。

P9「1（2）抽出対象者」

- ・ア中、『（後期高齢者医療の特別徴収対象被保険者が75歳に達した場合を除く。）』を追加。

（理由）

75歳未満の寝たきり等の方で、既に後期高齢者医療制度にて特別徴収をされているものについて、通知対象外と整理したことによる追記。

P11「1．年金保険者における対象者の抽出方法」

- ・（2）中、『1/2判定に用いるため、平成19年10月1日時点において年金保険者の介護原簿に登録のある者の支払回数割保険料額が入力されているダミーレコードを一緒に送付』を追加

（理由）

19年10月捕捉データの通知方法について、記載を追加。

P 1 3 「 1 (2) 国民健康保険」

- ・オ中『(国保のみで特別徴収はしないという整理に基づくもの)』を削除。

(理由)

年度途中で介護保険料のみ減額となる場合があり、その際は介護の特別徴収は中止し、国保は特別徴収を継続することが可能と整理したため。

- ・『カ．介護保険が適用除外となったとき(国保のみで特別徴収はしないという整理に基づくもの)』を削除

(理由)

国保被保険者資格は喪失せずに、年度途中で介護適用除外施設へ入所した者については、介護のみ特別徴収中止依頼を行い、国保については翌年度の仮徴収分までは継続して特別徴収をすることができると整理し、省令には規定しないと整理したため。(Q & A 2 の問 1 6 参照)

P 1 4 「 1 (2) 後期高齢者医療制度」

- ・カ中『(後期高齢者医療のみで特別徴収はしないという整理に基づくもの)』を削除。

(理由)

年度途中で介護保険料のみ減額となる場合があり、その際は介護の特別徴収は中止し、後期高齢者医療は特別徴収を継続することが可能と整理したため。

- ・『キ．介護保険が適用除外となったとき(後期高齢者医療のみで特別徴収はしないという整理に基づくもの)』を削除

(理由)

後期高齢者の徴収権限者である市町村に変更がなく、年度途中で介護適用除外施設へ入所した者については、介護のみ特別徴収中止依頼を行い、後期高齢者医療については翌年度の仮徴収分までは継続して特別徴収をすることができると整理し、省令には規定しないと整理したため。(Q & A 2 の問 1 6 参照)

P 1 4 「 2 (2) 対象者」

- ・『(後期高齢者においては広域連合)』を追加。

(理由)

後期高齢者医療において、徴収の前提となる賦課額の変更については、広域連合の権限であるため。ただし、徴収額は市町村が計算する。

P 1 5 「 3 . 住所地特例 」

- ・『 国保又は後期高齢では住所地特例が適用されるが、介護では住所地特例が適用されない時は、国保又は後期高齢において資格喪失等手続きのみを行う。（住所地特例の通知は不要） 』を追加。

（理由）

取扱いを明記したもの。

【保険料（税）の特別徴収 ～図解資料～】

P 5 「4月年次捕捉分の処理スケジュール」

- ・年金保険者、中央会、連合会のスケジュールの変更。

P 6 「月次捕捉分の処理スケジュール N月1日基準日」

- ・月次捕捉スケジュールに関する資料の追加。

P 1 2 「平成20年4月以降に係る介護・後期高齢・国保の特別徴収までのスケジュール」

- ・表の「対象者の抽出」が4月における年金保険者への依頼期限を法定期日の『7月31日まで』に修正。

P 1 4 「資格喪失等に係る介護・後期高齢・国保の特別徴収スケジュール」

- ・文章中『カ)介護保険の適用除外施設へ入所した場合(後期高齢・国保)』の削除。
(理由)

国保の保険者又は後期高齢の徴収権限者である市町村に変更がなく、年度途中に介護適用除外施設へ入所した者については、介護のみ特別徴収中止依頼を行い、国保又は後期高齢については翌年度の仮徴収分までは継続して特別徴収をすることができると整理し、省令には規定しないこととしたため。(Q & A 2の問16参照)

P 1 7 「仮徴収額変更に係る介護・後期高齢・国保の特別徴収スケジュール」

- ・仮徴収額の変更の文章中『支払回数割保険料が適当でないとし市町村が認めた場合』を『支払回数割保険料額が適当でないとし市町村(後期高齢者医療広域連合)が認めた場合』に修正。

(理由)

後期高齢者医療において、徴収の前提となる賦課額の変更については、広域連合の権限であるため。ただし、徴収額は市町村が計算する。

P 2 0 「平成20年4月より特別徴収される者の後期高齢・国保における保険料徴収スケジュール」

- ・3つ目の*の文章中、『前々年所得により計算した保険料』を『後期高齢においては前々年所得により計算した保険料、国保においては前年度の保険料を基に計算した保険料』に修正。

(理由)

制度毎の算定方法を明確にした。

P 2 1 「現行介護特別徴収システムから新システムへの移行について」

- ・会議資料において提示していた案 1 及び案 2 について、市町村等からのご意見を踏まえた結果、案 1 による方法で統一することと整理し、それにあわせて資料を修正。

P 2 2 「現行介護特別徴収システム移行時期の通知方法について」

- ・現行介護の特別徴収システムから新システムへの移行にあたっての通知方法及び通知期日について、資料を追加。

P 2 4 及び P 3 2 「特別徴収依頼に係るデータの流れ（例 1）」

- ・文章の最後に『後期高齢の 75 歳到達月次捕捉対象者については、介護部局より当該被保険者の介護保険料情報を入手して 1 / 2 判定を行う。』を追加。

（理由）

後期高齢における 75 歳到達月次捕捉の際に年金保険者から介護保険料額の通知はしないため、1 / 2 判定をするための介護保険料額を別途介護部局より入手することが必要となることを明記した。

P 2 9 及び P 3 7 「資格喪失等・住所地特例該当に係るデータの流れ（例）参考資料」

- ・『1, 介護保険において特別徴収中止事由に該当する場合』における文章を、よりわかりやすい記載として修正、追記。

P 4 5 「平成 20 年 10 月からの特別徴収開始とする市町村の取扱い」

- ・国保において、特別徴収の開始を平成 20 年 10 月からとする場合における通知の設定項目について、資料を追加。

P 4 9 「特別徴収に係る情報交換（詳細）」

- ・5 仮徴収額変更の通知 1 市町村の文章中『支払回数割保険料額が適当でないとし市町村が認め』を『支払回数割保険料額が適当でないとし市町村（後期高齢者医療広域連合）が認め』に修正。

（理由）

後期高齢者医療において、徴収の前提となる賦課額の変更については、広域連合の権限であるため。ただし、徴収額は市町村が計算する。

P 5 1 「市町村における特別徴収に係る事務内容【後期高齢者】」

- ・ 5 仮徴収額を変更する場合の市町村事務 の文章中『市町村は、6月1日から9月30日までの間において徴収する支払回数割保険料額（6月、8月の仮徴収額）が適当でないと認めた場合』を『市町村は、広域連合が6月1日から9月30日までの間において徴収する支払回数割保険料額（6月、8月の仮徴収額）が適当でない
と認めた場合』に修正。

（理由）

後期高齢者医療において、徴収の前提となる賦課額の変更については、広域連合の権限であるため。ただし、徴収額は市町村が計算する。

P 5 3 「1 / 2 判定に用いる分母・分子」

- ・ 会議資料において（案）としていたものを確定させ、それにあわせて資料を修正。

P 5 4 「住所地特例の範囲」

- ・ 図中『障害者自立支援法第5条第10項に規定する共同生活介護を行う住居への入居』及び『障害者自立支援法第5条第16項に規定する共同生活援助を行う住居への入居』をカッコ内に修正し、『(注) カッコ内は国保のみ』を追記。

（理由）

当該施設は後期高齢では住所地特例の対象施設ではないため。

【介護・国保・後期高齢者 保険料（税）の特別徴収】

P 3 ~ 5 「 2 . 用語の定義」

- ・用語の定義を適宜追加・修正。

P 7 「 特別徴収依頼又は特別徴収追加依頼の通知」

- ・文章中、年次捕捉に係る年金保険者への通知期限『7月27日』を『7月31日』に修正。

(理由)

法令上の通知期限に合わせたもの

P 8 「月次」

- ・の文章中『 仮徴収額の変更は、4月、5月、6月のみの取扱い』を追加。

(理由)

特別徴収各種異動の通知について、仮徴収額の変更の取扱いは時期が限定されることを明記。

P 1 2 「八）後期高齢者医療制度」

- ・の文章中『(既に特別徴収対象非保険者となっている者を除く。)]』を追加。

(理由)

75歳未満の寝たきり等の方ですでに後期高齢者医療制度にて特別徴収をされているものについて、75歳到達時の通知対象から外すと整理したことによる追記。

P 1 2 「八）後期高齢者医療制度」

- ・の文章中『 資格喪失とはならない広域連合の区域内に属する市町村間の異動を含む。』を追加。

(理由)

後期高齢者医療では、広域連合の区域内の異動であれば資格喪失には該当しないが、特別徴収を中止する必要があることを明記

P 1 3 「(3) 特別徴収の対象となる年金」

- ・抽出対象年金の優先順位についての文章中、『また、年度途中で優先順位の高い年金が裁定された場合であっても、翌年度の9月30日までは、現に徴収させている年金からの特別徴収を行います』を追加。

(理由)

年度途中で優先順位の高い年金が支給されることとなった場合の取扱いについて明記。

- ・『* 年金保険者への特別徴収依頼後に、他の年金種別による月次捕捉データが送付されてきた場合は、「非対象者」と設定の上、年金保険者へ通知してください。』を追加。

(理由)

当該場合における取扱い方法を明記。

- ・『(地方公務員共済組合連合会における取扱いについて)』を追加。

(理由)

地方公務員共済組合連合会における取扱いを明記。

P 1 6 「3 . 特別徴収(追加)依頼の通知」

- ・文章中、年次捕捉に係る年金保険者への通知期限『7月27日』を『7月31日』に修正。

(理由)

法令上の通知期限に合わせたもの。

P 1 6 「3 . 特別徴収(追加)依頼の通知」

- ・文章中、『現行の介護保険における社会保険庁への通知期日を記載したものであり、20年4月以降に関しては変更の可能性があるものです。』を削除。

(理由)

平成20年4月以降の通知期日を記載のとおり整理したことによる削除。

P 1 6 「【月次捕捉における通知時期】」

- ・表の欄外『現行介護保険における社会保険庁スケジュール』を削除。

(理由)

平成20年4月以降の通知期日を、地共済も含めて、記載のとおり整理したことによる削除。

P 1 7 「【「各種金額」欄の設定内容 年次の特別徴収依頼通知の場合】」及びP 1 8
「【「各種金額」欄の設定内容 特別徴収追加依頼通知の場合】」

- ・表中『(1 0 0 円単位)』を追加。

(理由)

年次の特別徴収依頼通知の場合の「金額2」及び特別徴収追加依頼通知の場合の
「金額1」は必ず100円単位であることを明記。

P 1 8 「【注3】」

- ・『【注3】』を追加。

(理由)

75歳到達者の1/2判定の方法を記載。

P 1 8 「【注4】」

- ・『【注4】』を追加。

(理由)

国保又は後期高齢の特別徴収(追加)依頼の通知を行った時点において、介護保
険の特別徴収対象被保険者でないもの(ならないもの)は、国保又は後期高齢の特
別徴収対象被保険者としないう整理によるもの。

P 2 0 「【注1】」

- ・『【注1】』を追加。

(理由)

介護保険の特別徴収被保険者でないもの(ならないもの)であることにより、国
保又は後期高齢の特別徴収対象被保険者とならない場合の、エラーコードを明記。

P 2 1 「(3)留意事項」

- ・文章中『(国保「10」含む。)』を追加。

(理由)

特別徴収結果「10」の場合も、特別徴収は継続されるため。

P 2 2 「【「各種区分」欄の設定内容】」

- ・表中、内容『特別徴収非該当(他制度による中止)』及びコード『「05」』を追加。

(理由)

特別徴収結果の通知に係るコードが増設されたことによる追加。

P 2 2 「【各種区分】欄の設定内容」

- ・表中、『特別徴収について疑義のある者』、内容『正常（75歳以上で国保特別徴収中）』及びコード『「10」』を追加。

（理由）

特別徴収結果の通知に係るコードが増設されたことによる追加。

P 2 2 「【注1】」

- ・『【注1】』を追加。

（理由）

特別徴収結果の通知に係る新設コード「05」の内容を説明。

P 2 2 「【注2】」

- ・『【注2】』を追加。

（理由）

特別徴収結果の通知に係る新設コード「10」の内容を説明。

P 2 3 「(1) イ)介護保険」

- ・適用除外の対象となる場合(1)中『障害者自立支援法第19条第1項の規定による支給決定及び同法第5条第11項に規定する施設入所支援を受けて』を『障害者自立支援法第19条第1項の規定による支給決定(同法第5条第6項に規定する生活介護及び同条第11項に規定する施設入所支援に係るものに限る。)を受けて』に修正。

（理由）

正確な表現に修正

P 2 3 「(1) イ)介護保険」

- ・適用除外の対象となる場合(3)中『介護保険法施行規則第170条第2号』を『介護保険法施行規則第170条第2項』に修正。

（理由）

第2号ではなく第2項の誤りであったため

P 2 4 「(1) 口) 国民健康保険」及び「(1) 八) 後期高齢者医療制度」

- ・『以下の事由により、介護保険の適用除外の対象となる場合(1)(2)(3)』を削除

(理由)

国保の保険者又は後期高齢の徴収権限者である市町村に変更がなく、年度途中で介護適用除外施設へ入所した者については、介護のみ特別徴収中止依頼を行い、国保又は後期高齢については翌年度の仮徴収分までは継続して特別徴収をすることができる」と整理したため。

P 2 5 「(1) 仮徴収額変更の通知」

- ・文章中、『支払回数割保険料(税)額(当該年度の前年度の最後に徴収された支払回数割保険料(税)額と同額)が適当でない」と市町村が認め、』を『支払回数割保険料(税)額(当該年度の前年度の最後に徴収された支払回数割保険料(税)額と同額)が適当でない」と市町村(後期高齢においては後期高齢者医療広域連合)が認め、』に修正。

(理由)

後期高齢者医療において、徴収の前提となる賦課額の変更については、広域連合の権限であるため。ただし、徴収額は市町村が計算する。

P 2 7 「【注意3】」

- ・『【注意3】』を追加。

(理由)

後期高齢者医療において、徴収の前提となる賦課額の変更については、広域連合であることを説明するため。

P 3 2 「(注1)」

- ・『(注1)』記載事項を変更。

(理由)

経路機関への通知の時期は別途定めることを明記。

P 3 2 「(注2)」

- ・(注2)の文中『当該閉庁日の前日』を『当該閉庁日の直前の開庁日』へ修正。

(理由)

より正確な表現に修正したもの。

P 3 3 ~ P 3 9 「第 3 章 国保及び後期高齢の特別徴収導入について」

・『第 3 章 国保及び後期高齢の特別徴収導入について』を新設。

(理由)

平成 2 0 年 4 月からの国保及び後期高齢の特別徴収を開始に係る事務について、
取扱いを記載したため。

P 4 0 ~ P 4 8 「第 4 章 国保連合会における取扱いについて」

・『第 4 章 国保連合会における取扱いについて』を新設。

(理由)

国保連合会における取扱いを定めたため。

*** 上記以外にも語句の修正や追記など軽微な修正をしておりますが、よりわかりやすい記述にするという観点から行っているものでありますので、特記は控えさせていただきます。**